

改正

平成25年3月29日規則第23号

平成26年5月13日規則第25号

平成28年4月1日規則第51号

平成28年8月23日規則第75号

平成29年1月31日規則第3号

平成29年6月19日規則第25号

平成30年1月23日規則第1号

令和2年6月1日規則第42号

令和3年4月1日規則第23号

令和6年4月25日規則第35号

小金井市民交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市民交流センター条例（平成22年条例第14号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第9条第1項の規定により、小金井市民交流センター（以下「交流センター」という。）の施設及び附帯設備を使用しようとする者は、使用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の受付期間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得た上で、受付期間以外に前項に規定する使用申請を受けることができる。

(使用の承認)

第3条 条例第9条第1項に規定する使用の承認は、抽選又は申請の順序により決定するものとする。

2 指定管理者は、使用を承認したときは、使用承認書（以下「承認書」という。）を交付する。

(使用の変更等)

第4条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が承認を受けた事項

を変更するときは使用変更申請書を、取り消すときは使用取消申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、使用変更承認書又は使用取消承認書を交付する。
- 3 使用の変更により既に支払われた利用料金に不足が生じたときは、指定管理者が特に認めた場合を除き、その承認を受けたときに支払わなければならない。

(附帯設備の利用料金)

第5条 条例第11条第2項に規定する規則で定める金額は、別表第2のとおりとする。

(利用料金の減免)

第6条 条例第12条に定める利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者もしくは東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条の愛の手帳の交付を受けた者又はこれらの者がおおむね半数以上で構成されている団体が施設又は附帯設備を使用するとき 10分の3
- (2) 市が附帯設備を使用するとき 免除
- (3) その他市長が特に認めたとき 10分の3又は免除

- 2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減額・免除申請書に承認書を添えて指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の返還)

第7条 条例第13条ただし書の規定により指定管理者が利用料金を返還することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとし、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 条例第16条第3号に掲げる理由により指定管理者が使用承認の取消しをしたとき 全額
- (2) 市の都合により使用承認を取り消したとき 全額
- (3) 使用者が次に掲げる施設について、それぞれ次に定める日（休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い開館日とする。）までに使用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認したとき 100分の50に相当する額
 - ア 文化ホール、市民交流ホール及び市民ギャラリー 使用しようとする日（連続して使用しようとするときは、その初日。以下「使用日」という。）の3月前
 - イ ア以外の施設 使用日の1月前

(4) 使用者が前号に掲げる日前までに使用の変更を申請し、指定管理者がこれを承認した場合で、既に支払われた利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えることとなったとき その超える金額の100分の50に相当する額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 必要と認める額

2 前項に規定するもののほか、附帯設備の利用料金を返還することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとし、当該各号に定める額を返還する。

(1) 条例第16条第3号に掲げる理由により指定管理者が使用承認の取消しをしたとき 全額

(2) 市の都合により使用承認を取り消したとき 全額

(3) 使用者が使用の取消しを申請し、指定管理者がこれを承認したとき 全額

(4) 使用者が使用の変更を申請し、指定管理者がこれを承認した場合で、既に支払われた利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えることとなったとき その超える金額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 必要と認める額

3 使用者は、利用料金の返還を受けようとするときは、それぞれ次に定める書類に利用料金を支払った際の領収書又は承認書を添えて、指定管理者に請求しなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号まで又は前項第1号から第3号までの規定により請求するとき
使用取消申請書

(2) 第1項第4号又は前項第4号の規定により請求するとき 使用変更申請書

(3) 第1項第5号又は前項第5号の規定により請求するとき 使用取消申請書又は使用変更申請書

(使用承認の取消し等)

第8条 指定管理者は、条例第16条に規定する使用承認の取消し等をしたときは、使用者に通知する。

(入場の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害もしくは迷惑を及ぼすおそれがある者又は酩酊(めいてい)している者

(2) 正当な理由なく爆発物その他危険物を所持している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(係員の立入り)

第10条 指定管理者は、交流センターの管理上必要があると認めるときは、使用している施設に係

員を立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、条例又はこの規則に定める事項を遵守し、かつ、係員の指示に従わなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年3月1日から施行する。

(指定管理者不在等期間における管理業務等)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間における第2条から第4条まで、第6条及び第8条から第10条までの規定の適用については、第2条から第4条まで、第6条及び第8条から第10条までの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(新型コロナウイルス感染拡大防止に係る利用料金の返還の特例)

3 令和2年2月20日から当面の間における新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染拡大防止措置として第7条第1項第5号又は同条第2項第5号に該当する場合の利用料金の返還に関する同条第3項第3号の規定の適用については、同号中「使用取消申請書又は使用変更申請書」とあるのは、「市長が必要と認める書類」とする。

付 則（平成25年3月29日規則第23号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年5月13日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年4月1日規則第51号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年8月23日規則第75号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の小金井市民交流センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる小金井市民交流センターの施設及び附帯設備の使用の申請について適用し、同日前に行われた小金井市民交流センターの施設及び附帯設備の使用の申請については、なお従前の例による。

付 則 (平成29年1月31日規則第3号)

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

付 則 (平成29年6月19日規則第25号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

付 則 (平成30年1月23日規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年6月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市民交流センター条例施行規則の規定は、令和2年2月20日から適用する。

付 則 (令和3年4月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和6年4月25日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の小金井市民交流センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に係る小金井市民交流センターの施設又は附帯設備の使用について適用し、同日前に係る小金井市民交流センターの施設又は附帯設備の使用については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

区分	申請の受付期間	
	市内	市外
文化ホール、市民交流ホール及び市民ギャラリー (以下「文化ホール等」という。)	使用日の属する月の 13月前の月の1日か	使用日の属する月の 13月前の月の8日か

練習室（会議室） 1	文化ホール等と 同時に使用する とき。	ら使用日の14日前ま でとする。	ら使用日の14日前ま でとする。
練習室（会議室） 2			
練習室（会議室） 3	文化ホール等と 同時に使用しな いとき。	使用日の属する月の 6月前の月の1日か ら使用日までとする。	使用日の属する月の 6月前の月の8日か ら使用日までとする。
和室（会議室）			
マルチパーパススペース	文化ホール等と 同時に使用する とき。	使用日の属する月の 13月前の月の1日か ら使用日の14日前ま でとする。	使用日の属する月の 13月前の月の8日か ら使用日の14日前ま でとする。
	文化ホール等と 同時に使用しな いとき。	使用日の属する月の 6月前の月の1日か ら使用日の14日前ま でとする。	使用日の属する月の 6月前の月の8日か ら使用日の14日前ま でとする。

1 市内とは市内に住所を有する者、市内に事業所を有する個人もしくは法人その他の団体、市内の事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者が使用する場合は、市外とは市内に該当する者以外の者が使用する場合をいう。

2 受付期間の初日又は最終日が休館日に当たるときは、それぞれ次に定める日を初日又は最終日とする。

(1) 初日 その日後においてその日に最も近い開館日

(2) 最終日 その日前においてその日に最も近い開館日

別表第2（第5条関係）

	場所	名称	単位	単価
舞 台 関 係	文化ホー ル	音響反射板	1式1区分	8,000円
		紗幕（黒）	1式1区分	1,000円
		松羽目	1式1区分	1,000円
		日舞囲い	1式1区分	3,000円
		能舞台備品	1式1区分	1,000円
		所作台（化粧框、開帳場付き）	1式1区分	7,000円

	花道所作台	1 式 1 区分	1,000円
	平台（開き足、蹴込みパネル、箱足付き）	1 台 1 区分	200円
	鳥屋口	1 式 1 区分	1,000円
	金屏風	1 双 1 区分	1,000円
	鳥の子屏風	1 双 1 区分	1,000円
	演台（花台、脇台付き）	1 式 1 区分	1,000円
	司会者台	1 台 1 区分	500円
	賞状盆	1 枚 1 区分	100円
	国旗	1 枚 1 区分	100円
	市旗	1 枚 1 区分	100円
	上敷	1 枚 1 区分	100円
	緋毛氈	1 枚 1 区分	100円
	紺毛氈	1 枚 1 区分	100円
	高座用座布団（赤）	1 枚 1 区分	200円
	高座用座布団（紫）	1 枚 1 区分	200円
	めくり台	1 台 1 区分	100円
	バレエシート	1 枚 1 区分	500円
	指揮台	1 台 1 区分	300円
	指揮者用譜面台	1 台 1 区分	200円
	譜面台	1 台 1 区分	50円
	コントラバス演奏者用譜面台	1 台 1 区分	100円
	譜面灯	1 台 1 区分	50円
	オーケストラ演奏者用椅子	1 脚 1 区分	50円
	ピアノ用椅子	1 脚 1 区分	100円
	コントラバス演奏者用椅子	1 脚 1 区分	100円
	姿見（3面鏡）	1 台 1 区分	100円
	ホワイトボード	1 枚 1 区分	100円
市民交流	仮設ステージ	1 式 1 区分	3,000円
ホール	演台（花台付き）	1 台 1 区分	800円

		司会者台	1台1区分	500円		
		ホワイトボード	1台1区分	100円		
		指揮台	1台1区分	300円		
		譜面台	1台1区分	50円		
		ピアノ用椅子	1脚1区分	100円		
		コントラバス演奏者用椅子	1脚1区分	100円		
音響関係	文化ホール	拡声装置一式（ダイナミックマイク（有線）1本付き）	1式1区分	3,000円		
		ダブルカセットテープレコーダ	1台1区分	1,000円		
		MDレコーダ	1台1区分	1,000円		
		CDプレーヤ	1台1区分	1,000円		
		CDレコーダ	1台1区分	1,000円		
		ステージスピーカ	1対1区分	1,000円		
		ワイヤレスマイク（ハンド型）	1台1区分	1,000円		
		ワイヤレスマイク（2ピース型）	1本1区分	1,000円		
		ダイナミックマイク（有線）	1本1区分	500円		
		コンデンサマイク（有線）	1本1区分	1,000円		
		3点吊装置	1式1区分	2,000円		
		マイクスタンド	1本1区分	50円		
		市民交流ホール	市民交流ホール	拡声装置一式（ダイナミックマイク（有線）1本付き）	1式1区分	1,500円
				ダブルカセットテープレコーダ	1台1区分	1,000円
MDレコーダ	1台1区分			1,000円		
CDプレーヤ	1台1区分			1,000円		
CDレコーダ	1台1区分			1,000円		
ステージスピーカ	1対1区分			1,000円		
ワイヤレスマイク（ハンド型）	1本1区分			1,000円		
ワイヤレスマイク（2ピース型）	1本1区分			1,000円		
ダイナミックマイク（有線）	1本1区分	500円				

練習室（会議室）2	コンデンサマイク（有線）	1本1区分	1,000円	
	マイクスタンド	1台1区分	50円	
	演台（機器一体型、テーブルマイク付き）	1台1区分	300円	
	演台用ワイヤレスマイク	1本1区分	500円	
	練習室（会議室）3	ギターアンプ①	1台1区分	200円
		ギターアンプ②	1台1区分	200円
		ベースアンプ	1台1区分	200円
		キーボードアンプ	1台1区分	200円
		ミキサー	1台1区分	200円
		MDレコーダ	1台1区分	200円
CDレコーダ/カセットテープレコーダ		1台1区分	200円	
マイク		1本1区分	100円	
照明関係		文化ホール	フットライト	1台1区分
	ボーダーライト		1列1区分	1,000円
	サスペンションライト		1列1区分	3,000円
	アッパーホリゾンライト		1列1区分	2,000円
	ローアホリゾンライト		1列1区分	2,000円
	シーリングライト		1列1区分	3,000円
	フロントサイドライト		1式1区分	3,000円
	ピンスポットライト		1台1区分	2,000円
	スポットライト1.5KW		1台1区分	250円
	スポットライト1.0KW		1台1区分	200円
	パーライト		1台1区分	300円
	プロファイルスポットライト		1台1区分	300円
	プロジェクタースポットライト		1台1区分	1,000円
	ディスクマシン		1台1区分	300円
	ダブルマシン		1台1区分	300円
	2連スライドキャリアマスク		1台1区分	300円
	波エフェクト		1台1区分	500円

		ファイヤーマシン	1台1区分	500円
		オーロラマシン	1台1区分	500円
		ストロボマシン	1台1区分	500円
		ミラーボール	1台1区分	500円
		星球	1式1区分	1,000円
		ブラックライト	1台1区分	300円
		ドライアイスマシン	1台1区分	1,000円
		スモークマシン	1台1区分	3,500円
	市民交流	スポットライト	1台1区分	150円
	ホール	プロファイルスポットライト	1台1区分	150円
		パーライト	1台1区分	300円
映像関係	文化ホール	スクリーン (330インチHD)	1式1区分	1,000円
		ビデオプロジェクタ (10000ANSIルーメン)	1台1区分	4,000円
		ビジュアライザー (書画カメラ)	1台1区分	2,000円
		BD/DVDプレーヤ	1台1区分	1,000円
		VHS/BD/DVD/HDD一体型プレーヤ	1台1区分	1,000円
	市民交流 ホール	電動スクリーン (200インチHD)	1台1区分	800円
		ビデオプロジェクタ (6000ANSIルーメン)	1台1区分	2,000円
		BD/DVDプレーヤ	1台1区分	1,000円
		VHS/BD/DVD/HDD一体型プレーヤ	1台1区分	1,000円
	練習室 (会議室) 共通	液晶プロジェクタ	1台1区分	500円
	練習室 (会議室) 及びマルチパ	液晶プロジェクタ	1台1区分	500円

	一パススペース共通備品			
楽器	文化ホール	フルコンサートピアノ	1台1区分	10,000円
		電子ピアノ	1台1区分	200円
	市民交流ホール	フルコンサートピアノ	1台1区分	6,000円
	練習室（会議室）1	グランドピアノ	1台1区分	1,000円
	練習室（会議室）2	アップライトピアノ	1台1区分	800円
		電子ピアノ	1台1区分	200円
	練習室（会議室）3	電子ピアノ	1台1区分	200円
その他	文化ホール	楽屋3	1室1区分	600円
		楽屋4	1室1区分	600円
		楽屋5	1室1区分	500円
		楽屋6	1室1区分	500円
		持込器具用電源	1KW1区分	100円
	市民交流ホール	楽屋1	1室1区分	300円
		楽屋2	1室1区分	300円
		持込器具用電源	1KW1区分	100円
	練習室（会議室）共通備品	ピアノ用椅子	1脚1区分	100円
		コントラバス演奏者用椅子	1脚1区分	100円
	和室（練習室）	茶道具	1式1区分	1,000円
	その他	ロッカー	全日	100円

全日とは、午前9時から午後10時までをいう。